

敬老乗車証制度の見直しについて

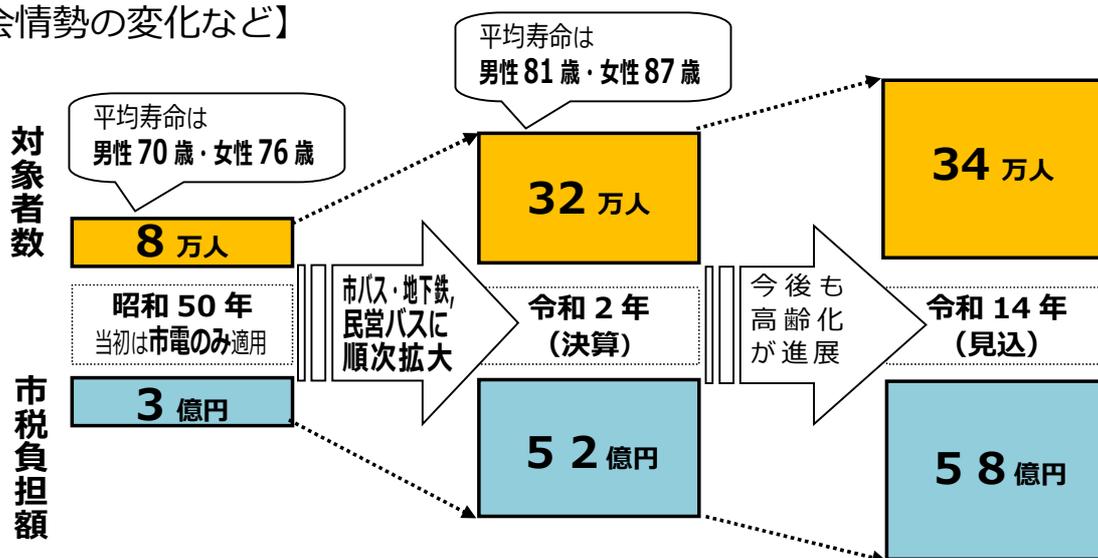
～これからも大切な制度を続けるために～

現状と課題

この制度は、70歳以上の希望する市民の皆様は、所得に応じた負担金（年額0円～15,000円）で市バス・地下鉄全線定期券（年額20万円）相当の価値があるフリーパス証を交付する、高齢者の社会参加支援を目的とした福祉施策です。

しかし、制度開始から約50年が経過し、社会情勢の変化などにより、現状のままでは制度自体が破綻するおそれがあります。

【社会情勢の変化など】



このため、

制度の持続可能性を高めるとともに 利便性の向上につながる見直しを実施します

	見直し前	見直し後	
		令和4年10月1日～	令和5年10月1日～
交付対象 【改定】	70歳以上の方	75歳以上（10年かけて引上げ） で、 合計所得金額 700万円未満 の方	
負担金（※） 【改定】	所得に応じ、 年額3,000円～15,000円 (月額換算250円～1,250円)	所得に応じ、 年額 6,000円～30,000円 (月額換算500円～2,500円)	所得に応じ、 年額 9,000円～45,000円 (月額換算750円～3,750円)
敬老バス回数券 【新設】	なし	年間最大、額面 10,000円 の 回数券を 半額 で交付 (フリーパス証との選択制)	
民営バス証 【充実】	変更なし	適用地域の 一部拡大	

※ 生活保護受給者等は無料。また、階層区分（合計所得金額200万円以上700万円未満）の細分化も実施。

1 持続可能性を高めるための見直し（令和4年10月～）

持続可能な制度とするため、受益と負担のバランスや世代間の負担のバランスを踏まえ、次のとおり見直します。

- ① 交付開始年齢を **70歳から75歳へ10年かけて引上げ**
- ② 交付対象者を **合計所得金額700万円（給与収入で約900万円）未満の方とする**
- ③ 合計所得金額200万円以上700万円未満の **階層を細分化**
- ④ 負担金を段階的に **年額0円～45,000円へ引上げ**

【見直し後の交付開始年齢】

生年月日	交付開始年齢
昭和27年10月1日まで	70歳
昭和27年10月2日～28年10月1日	71歳
昭和28年10月2日～29年10月1日	72歳
昭和29年10月2日～30年10月1日	73歳
昭和30年10月2日～31年10月1日	74歳
昭和31年10月2日以降	75歳

令和4年9月末までに
70歳になられた方は
引き続き交付対象
(上記②に該当する方に限る)

中高生の市バス
・地下鉄定期券
(年額：約9万円)
の約10%～50%

【見直し後の負担金】

見直し前		見直し後		
階層区分		負担金		
			令和4年10月1日～ 令和5年9月30日	令和5年10月1日～
市民税非課税		3,000円	6,000円	9,000円
市民税課税で 合計所得金額が	200万円未満	5,000円	10,000円	15,000円
	200万円以上 700万円未満	10,000円	20,000円	30,000円
	700万円以上	15,000円	30,000円	45,000円
			交付対象外	

※ 生活保護受給者等は見直し後も無料

2 利便性の向上につながる見直し（令和5年10月～）

利用者の選択の幅を広げ、利便性の向上にもつながる手法等を新たに設けます。（詳細は検討中）

① 敬老バス回数券の新設

フリーパス証との選択制で、市バス等に利用できる敬老バス回数券を新設し、**年間最大、額面10,000円分を限度に半額で交付。（残りの半額は公費負担）**

② 民営バス敬老乗車証の適用地域の一部拡大

一部地域にのみ交付している民営バス敬老乗車証について、市バス・民営バスの運行状況等を踏まえ、**適用地域を一部拡大。**

3 見直し後の市税負担額の割合

これらの見直しにより、**令和14年度（交付開始年齢の引上げの経過措置終了後）の事業費に占める市税負担額の割合は6割**となります。

令和2年（決算）	利用者負担 10%	市税負担額 90%
令和14年（見込）	利用者負担 36%	市税負担額 64%